

秋田市地域公共交通協議会設置要綱

〔平成19年9月20日  
市長決裁〕

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、秋田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(分掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 本市における持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化および再生を推進するための法第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画としての「第2次秋田市公共交通政策ビジョン」（以下「第2次ビジョン」という。）の作成および変更に関する協議および関係する事業の実施に関すること。
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第41号）による改正前の法第5条第1項に規定する地域公共交通総合連携計画としての「秋田市公共交通政策ビジョン」の変更に関する協議および関係する事業の実施に関すること。
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域公共交通会議としての地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進および地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項の協議に関するこ。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき市長が委嘱し、又は任命する委員（以下「委員」という。）25人以内をもって組織する。

- (1) 市長が指名する秋田市職員
- (2) 関係する公共交通事業者およびその組織する団体、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、道路管理者その他第2次ビジョンに定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (3) 公安委員会又は秋田県警察
- (4) 住民又は利用者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長又はその指名する者
- (7) その他協議会の運営上必要と認められる者

2 市長は、前条に規定する協議を行う旨を前項第2号に掲げる者に通知しなければならない。

3 前項の規定により通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

4 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する者がその職務を代理する。

4 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(監査員)

第5条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告するものとする。

(分科会)

第6条 協議会は、バス路線の再生に関する専門の事項その他の事項を処理するため必要があるときは、分科会を置くことができる。

2 分科会は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3第1項に定める者として委嘱又は任命された者および会長の指名する委員ならびに専門委員をもって組織する。

3 専門委員は、専門の事項に関し知識を有していると認める者のうちから会長が指名し、市長が任命する。

4 専門委員は、指名した会長の任期満了をもって解任されるものとする。

(公開)

第7条 協議会および分科会は、原則として公開とともに、協議会および分科会に関する情報は秋田市のホームページ等を利用して公表する。

(事務局)

第8条 協議会および分科会の事務局は、都市整備部交通政策課に置く。

2 事務局の職員は、都市整備部交通政策課の職員をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年9月20日から施行する。

(任期の特例)

2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第2条第4項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の施行

日（平成19年10月1日）をもって、協議会を同法第6条第1項に規定する協議会として、ビジョンを同法第5条第1項に規定する地域公共交通総合連携計画として位置づけるものとする。

附 則（平成20年5月27日）

この要綱は、平成20年5月27日から施行する。

附 則（平成21年5月1日）

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

秋田市の明日の公共交通を考える懇談会設置要綱は廃止する。

附 則（平成27年1月26日）

この要綱は、平成27年1月26日から施行する。

秋田市地域公共交通協議会設置要綱新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、秋田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) 本市における<u>持続可能な地域公共交通網の形成に資する</u>地域公共交通の活性化および再生を推進するための法第5条第1項に規定する<u>地域公共交通網形成計画</u>としての「<u>第2次秋田市公共交通政策ビジョン</u>」（以下「<u>第2次ビジョン</u>」という。）の作成および変更に関する協議および関係する事業の実施に関すること。</p> <p>(2) <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第41号）による改正前の法第5条第1項に規定する地域公共交通総合連携計画としての「秋田市公共交通政策ビジョン」の変更に関する協議および関係する事業の実施に関すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる者につき市長が委嘱し、又は任命する委員（以下「委員」という。）25人以内をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関係する公共交通事業者およびその組織する団体、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、道路管理者その他<u>第2次ビジョン</u>に定めようとする事業を実施すると見込まれる者</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) その他協議会の運営上必要と認められる者</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、秋田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) 本市における地域公共交通の活性化および再生を<u>総合的かつ一体的に</u>推進するための法第5条第1項に規定する<u>地域公共交通総合連携計画</u>としての「<u>秋田市公共交通政策ビジョン</u>」（以下「<u>ビジョン</u>」という。）の作成および変更に関する協議および関係する事業の実施に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる者につき市長が委嘱し、又は任命する委員（以下「委員」という。）25人以内をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関係する公共交通事業者およびその組織する団体、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、道路管理者その他<u>ビジョン</u>に定めようとする事業を実施すると見込まれる者</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) その他<u>交通協議会</u>の運営上必要と認められる者</p> <p>2～4 (略)</p>

第4条および第5条 (略) (分科会)	第4条および第5条 (略) (分科会)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 分科会は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第 <u>75</u> 号）第9条の3第1項に定める者として委嘱又は任命された者および会長の指名する委員ならびに専門委員をもって組織する。	2 分科会は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第 <u>183</u> 号）第9条の3第1項に定める者として委嘱又は任命された者および会長の指名する委員ならびに専門委員をもって組織する。
3 および4 (略)	3 および4 (略)
以下 (略)	以下 (略)